平成２８年（フ）第８７号
佐賀県唐津市八幡町789番地２
債務者　篠崎亜希子（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成28年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第８３７号
神戸市北区花山台３番10号、従前の住所神戸市北区君影町１丁目１番９―505号
債務者　柿木園　悟
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８９０号
神戸市北区谷上西町27番７―203号
債務者　嶋　　隆人
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７６号
広島県福山市南蔵王町６丁目18番36―505号
債務者　横山　佳子
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１７８号
広島県福山市駅家町大字倉光31番地　野田コーポ３－Ｃ
債務者　岡田日出光
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１４９号
青森県弘前市大字新町205番地　ウエストパーク１階102号
債務者　秋元　順子
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第１１４号
松江市浜乃木６丁目33番12―205号　アンビジョン・カトル、前住所島根県安来市上坂田町410番地１
債務者　西田　美穂
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９５号
山口県周南市大字呼坂418番地の157、前住所山口県周南市大字呼坂418番地の137
債務者　山下　一也
1　決定年月日時　平成28年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第９６号
山口県周南市大字呼坂418番地の157、前住所山口県周南市大字呼坂418番地の137
債務者　山下ひとみ
1　決定年月日時　平成28年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第１００号
山口県周南市新堤町７番５号フレグランス新堤203号
債務者　井野　辰夫
1　決定年月日時　平成28年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第３８３号
熊本市中央区練兵町28番地　Ｂ―512号　ハイムサンシャイン、前住所熊本市中央区本山４丁目13番１号　307
債務者　日髙　一仁
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３４３号
埼玉県児玉郡神川町大字上阿久原567番地
特別養護老人ホームいずみ
債務者　岡田はる子
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第９８９号
東京都福生市大字福生1291番地６
債務者　松本　多恵（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１０６８号
東京都稲城市大丸164番地の１ドミールアファナンテＡ201
債務者　藤本　生子
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４４８号
静岡県浜松市東区中野町2481番地
債務者　磯部　正子
1　決定年月日時　平成28年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４４６号
岡山市北区十日市中町１番31号608、旧住所岡山市北区清輝本町１番２号307
債務者　山崎　　薫（旧姓川崎）
1　決定年月日時　平成28年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部